

## 業務仕様書

- 1 業務名 栗林公園消防用設備等保守点検業務
- 2 業務場所 高松市栗林町
- 3 業務委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 対象設備 消防用設備等点検結果報告書様式による。  
※設備については上記報告書を参考に、現地で確認すること。
  - ①消火器具
    - ・ABC 粉末消火器 10 型 71 本
  - ②動力消防ポンプ設備
    - ・動力消防ポンプ 2 台
  - ③自動火災報知設備
    - ・受信機 (P 型 1 級 50 回線) 1 台
    - ・受信機 (P 型 2 級 5 回線) 1 台
    - ・受信機 (P 型 2 級 3 回線) 1 台
    - ・表示機 2 台
    - ・差動式分布型感知器 28 個
    - ・差動式スポット型感知器 137 個
    - ・定温式スポット型感知器 21 個
    - ・光電式スポット型感知器 36 個
    - ・地区音響装置 23 個
    - ・表示灯 20 個
    - ・発信機 20 個
    - ・常用電源 3 式
    - ・予備電源 3 式
    - ・配線点検 3 式
  - ④漏電火災警報器
    - ・漏電火災警報器 4 個
    - ・配線点検 4 式
  - ⑤誘導灯
    - ・誘導灯 19 灯
    - ・配線点検 3 式
  - ⑥自動通報装置
    - ・自動通報装置 2 個
  - ⑦パッケージ型消火設備
    - ・パッケージ型消火設備 7 台

### 5 業務内容及び実施方法

#### ①定期点検

消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、保守点検対象となる消防用設備機器及びその配線等について、適正に点検を行う。

- ・機器点検 (年 1 回)
  - 機器の外観・機能・作動点検
- ・機器点検、総合点検 (年 1 回)
  - 機器の外観・機能・作動を含む総合的な点検
  - (煙感知器の感度測定、地区音響装置の音圧測定等)

#### ②その他

- ・非常時における連絡体制をあらかじめ通知し、点検作業以外であっても、本設備の故障、誤報又は消防訓練等により、当園から要請があった場合は、直ちに技術員を派遣して点検、調査及び修繕 (軽微なものに限る。) 又は指導を行うこと。
- ・消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づき、管轄の消防署へ届出・報告を行うこと。
- ・点検作業等に必要とする材料は、原則として受託者の負担とする。ただし、部品不良のための取替が軽微でない場合は、この限りでない。